

堺市公報 第321号	令和6年7月19日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の12第1項に基づく要届出管理区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	1
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の一部改正について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
<公告>	
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	3
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	12
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	12
<消防局公告>	
○指定催しの指定について 【消防局予防部予防査察課】	13

告 示

堺市告示第293号

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の12第1項の規定に基づき、管理有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「要届出管理区域」という。）を指定

するので、同条第4項において準用する同条例第81条の8第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する要届出管理区域

堺市西区築港新町四丁2番4及び4番5の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染関係）に基づく要措置管理区域・要届出管理区域の指定について」の台帳に掲載する。）

2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の33第1項に規定する基準に適合していない管理有害物質の種類

- 1, 2-ジクロロエタン
- 1, 2-ジクロロエチレン
- トリクロロエチレン
- 鉛及びその化合物
- ふっ素及びその化合物

3 その他

当該要届出管理区域は、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の50第3号イの規定に該当する。

~~~~~

堺市告示第294号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準（平成19年告示第245号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

本則中「、以下」を「。以下」に改める。

第2項第2号を次のように改める。

(2) 法第4条第2項第2号の規制基準

法第4条第2項第1号の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

別表を削る。

## 公 告

堺市公告第466号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

令和6年度 第4号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年7月4日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手) |       | 利用権を設定する農地 |        |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)     |              | 設定する利用権           |        |           |           |        |                   |
|-----------------|-------|------------|--------|------|---------------------|-------------------|--------------|-------------------|--------|-----------|-----------|--------|-------------------|
| 住所              | 氏名    | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                | 氏名           | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期        | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法          |
| 堺市東区野尻町2番地45    | 高瀬 貞俊 | 北区野遠町      | 273-3  | 田    | 981の内881            | 堺市北区野遠町565番地      | 菅根 蒔樹        | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年10月1日 | 令和9年9月30日 | -      | -                 |
| 堺市中区陶器北1286番地   | 岸本 節夫 | 中区陶器北      | 1310-1 | 田    | 180                 | 堺市中区陶器北1288番地2    | 岩崎 真二<br>外1名 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年10月1日 | 令和9年9月30日 | -      | -                 |
|                 |       |            | 1310-3 | 田    | 172                 |                   |              |                   |        |           |           |        |                   |
|                 |       |            | 1310-4 | 田    | 51                  |                   |              |                   |        |           |           |        |                   |
| 堺市東区日置荘田中町275番地 | 森 隆伸  | 東区日置荘西町6丁  | 579    | 田    | 723                 | 堺市東区日置荘田中町250番地   | 森 武彦         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年10月1日 | 令和9年9月30日 | -      | -                 |
|                 |       |            | 580-1  | 田    | 532                 |                   |              |                   |        |           |           |        |                   |
| 堺市南区小代53番地      | 大仲 一也 | 南区豊田       | 643    | 田    | 456                 | 堺市南区御池台2丁6番7-105号 | 見玉 益美        | 賃貸借による権利          | 田として利用 | 令和6年10月1日 | 令和9年9月30日 | 15,000 | 毎年未までに貸手で指定口座に振込み |
|                 |       |            | 644    | 田    | 849                 |                   |              |                   |        |           |           |        |                   |
| 堺市中区辻之973番地1    | 永吉 智宏 | 中区辻之       | 982    | 畑    | 523の内490            | 堺市中区辻之967番地       | 豊西 利彦        | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年10月1日 | 令和9年9月30日 | -      | -                 |
| 松原市北新町2丁目1番24号  | 森本 良行 | 南区岩室       | 22     | 畑    | 1,071               | 堺市北区百舌鳥本町2丁140番地  | 池田 太八        | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年10月1日 | 令和9年9月30日 | -      | -                 |
|                 |       |            | 24     | 畑    | 485                 |                   |              |                   |        |           |           |        |                   |

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |       | 利用権を設定する農地 |       |      | 利用権を設定する者(貸手)       |                     | 設定する利用権 |                   |        |          |           |       |          |
|------------------|-------|------------|-------|------|---------------------|---------------------|---------|-------------------|--------|----------|-----------|-------|----------|
| 住所               | 氏名    | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                  | 氏名      | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市北区中百舌鳥町1丁73番地7 | 脇田 順子 | 西区太平寺      | 395   | 田    | 72                  | 吹田市垂水町3丁目27番10-602号 | 木寺 幸司   | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和6年8月1日 | 令和9年7月31日 | -     | -        |
|                  |       |            | 6     | 田    | 469                 |                     |         |                   |        |          |           |       |          |
|                  |       |            | 7     | 田    | 376                 |                     |         |                   |        |          |           |       |          |
| 堺市東区日露井田中町277番地2 | 森 浩之  | 東区日露井田中町   | 7     | 田    | 376                 | 堺市東区日露井田中町60番地1     | 松岡 茂慶   | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年8月1日 | 令和9年7月31日 | -     | -        |
|                  |       |            | 17    | 田    | 535                 |                     |         |                   |        |          |           |       |          |
| 堺市美原区阿弥6番地       | 津田 利夫 | 美原区阿弥      | 247-1 | 田    | 1,249               | 堺市東区草尾1187番地        | 小谷 清子   | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年8月1日 | 令和9年7月31日 | -     | -        |
| 堺市南区大森253番地1     | 田中 篤  | 南区大森       | 325   | 田    | 889                 | 堺市南区大森254番地         | 山本 幸雄   | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年8月1日 | 令和9年7月31日 | -     | -        |
|                  |       |            | 763   | 畑    | 135                 |                     |         |                   |        |          |           |       |          |
|                  |       |            | 764-2 | 田    | 386                 |                     |         |                   |        |          |           |       |          |
| 堺市中区辻之759番地2     | 谷田 和行 | 中区辻之       | 765   | 田    | 347                 | 堺市中区辻之757番地         | 谷田 学    | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年8月1日 | 令和9年7月31日 | -     | -        |
|                  |       |            | 1008  | 田    | 261                 |                     |         |                   |        |          |           |       |          |
|                  |       |            | 1052  | 田    | 320                 |                     |         |                   |        |          |           |       |          |
|                  |       |            | 1053  | 田    | 489                 |                     |         |                   |        |          |           |       |          |

| 利用権の設定を受ける者(借手)                   |        | 利用権を設定する農地 |      |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)     |       | 設定する利用権           |        |          |            |         |              |
|-----------------------------------|--------|------------|------|------|---------------------|-------------------|-------|-------------------|--------|----------|------------|---------|--------------|
| 住所                                | 氏名     | 所在         | 地番   | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                | 氏名    | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円)   | 借賃の支払い方法     |
| 堺市南区和田東9<br>54番地3オース<br>ター1番館302号 | 紀ノ木 正基 | 中区陶器北      | 2336 | 田    | 2,208               | 堺市中区陶器北<br>1189番地 | 岩崎 貞夫 | 賃貸借による権利          | 畑として利用 | 令和6年8月1日 | 令和11年7月31日 | 100,000 | 毎年未までに貸手宅へ持参 |
|                                   |        |            | 2337 | 田    | 16                  |                   |       |                   |        |          |            |         |              |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第467号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和6年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和6年7月8日 第E-5号
- 2 対象区域 堺市北区長曾根町545-33、545-34、545-35、545-36

堺市公告第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市中区大野芝町153番1、153番4、153番5及び2387番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市中区学園町3番10号
株式会社メディカルinnocent
代表取締役 安田 聡美

消防局公告

堺市消防局公告第2号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年7月19日

堺市消防長 西 尾 学

催しの名称	令和6年度 堺大魚夜市
開催場所	堺市堺区大浜北町4・5丁 堺市大浜公園
開催期間	令和6年7月27日（土）